

計画書

石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の決定（石巻市決定）

都市計画石巻西部地区被災市街地復興推進地域を次のように決定する。

名 称	石巻西部地区被災市街地復興推進地域
位 置	石巻市門脇字下鷺塚、門脇字中島、中屋敷二丁目、新館一丁目、新館二丁目、中浦二丁目、三ツ股三丁目、三ツ股四丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道南三丁目の各全部、双葉町、門脇字明神、門脇字捨喰、門脇字浦屋敷、門脇字鷺塚、中屋敷一丁目、新館三丁目、中浦一丁目、三ツ股二丁目、築山一丁目、築山二丁目、大街道東二丁目、大街道東三丁目、大街道南二丁目、大街道南四丁目、重吉町、三河町、中島町、南光町二丁目の各一部
面 積	約 207.9 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	当地区では、土地区画整理事業等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置、用途混在の解消を行い、災害に強い健全で良好な市街地の形成を図る。
被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間満了の日	平成25年3月10日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地域は、東日本大震災により地域内の建物の大部分が壊滅的な被害を受けており、早期の復興が必要である。

このことから、安全で災害に強い市街地整備を実現するため、本案のように決定する。